

未利用地の公募貸付事業実施要項

※スケジュールは変更になる可能性があります

令和6年7月

西宮市

【事務局】西宮市 財務局 資産管理部 管財課（資産活用担当）
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所（本庁舎5階）

TEL : 0798-35-3433

電子メール : shisankatsuyo@nishi.or.jp

目次

1 公募スケジュール（予定）	1
2 はじめに	2
(1) 募集の趣旨	2
(2) 実施要項の位置づけ	2
(3) 基本方針	2
3 事業の概要	2
(1) 事業名称	2
(2) 貸付対象物件	2
(3) 事業方式	3
(4) 貸付対象物件の概要	3
(5) 貸付期間	3
4 応募者の条件と留意事項	3
(1) 応募者の条件	3
(2) 応募にあたっての留意事項	3
5 募集の手順等	6
(1) 実施要項の公表	6
(2) 質問書の受付	6
(3) 質問書への回答	6
(4) 応募図書の受付	7
(5) 入札参加資格の確認の通知	7
(6) 価格競争入札	8
(7) 辞退届の提出	8
(8) 土地賃貸借契約の締結	8
6 応募図書	9
(1) 応募申込書兼誓約書	9
(2) 応募者に関する資料	9
(3) 利用計画書	10
7 入札及び開札	11
(1) 入札日時等	11
(2) 入札保証金	11

(3) 入札の無効	1 1
(4) 落札者の決定方法	1 2
(5) 次点者の取り扱い	1 2
(6) 入札の中止等	1 2
(7) 不適合事項	1 2
8 契約について	1 3
9 その他	1 3

1 公募スケジュール（予定）

内 容	時期（予定を含む）
入札公告・実施要項の公表	令和6年7月3日（水） ※本市HPにて公表
質問書提出期限	令和6年7月17日（水）
質問書への回答	令和6年7月24日（水）まで ※本市HPにて公開
応募図書受付期間	令和6年7月3日（水）から 令和6年7月31日（水）まで
入札参加資格の確認・利用計画書等の 内容確認及び入札参加資格確認結果通 知書の発送	令和6年8月7日（水）まで
入札書提出期限	令和6年8月21日（水）
開札（落札者の決定）	令和6年8月26日（月） 午前10時
土地賃貸借契約の締結 （契約保証金納付）	令和6年9月26日（木）まで

※受付日時は、祝日を除く、月曜日～金曜日の午前9時～正午、午後1時～午後5時です。
ただし、入札書提出期間のみ、受付時間を午前9時～正午、午後1時～午後2時までとします。

※スケジュールは本実施要項の公表時点のもので、今後変更になる可能性があります。

※社会経済情勢の変化等、落札者の責めに帰すべきでない事情及び本市の指示等によりスケジュールの見直しが必要となった場合、双方で協議のうえ、契約等を変更することとします。

2 はじめに

(1) 募集の趣旨

高齢化や人口減少の進展により、今後の財政運営が一層厳しくなると想定される中、本市が所有する資産を有効に活用し財源を確保することがより重要となってきています。このため、本市においては市営住宅や学校の跡地などの未利用地（以下「未利用地」という）の活用を進めており、活用可能な未利用地については公共施設用地として活用し、それ以外については売却または貸付の推進による財源確保を基本とする取り組みを進めています。

今回、未利用地の有効活用の観点から、管理上支障のない範囲で公募貸付を行います。

(2) 実施要項の位置づけ

本実施要項（以下「本要項」という）は、公募貸付を実施するにあたり、必要な事項を定めただけです。貸付を希望される方におかれては、本要項の内容及び関係法令等について十分把握し、必ず現地をご確認のうえ必要な書類を提出してください。

(3) 基本方針

貸付対象物件について、利用用途としては一定の制限を設けますが（本要項3ページ「4 応募者の条件と留意事項」参照）、それ以外での具体的な用途は定めません。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令・条例等を遵守したものとしてください。

貸付対象物件上に建物を設置する場合は、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用目的の借地権により賃貸借契約を締結します。このことに留意して、後述の貸付期間内に原状回復して返還できるような利用計画にしてください。

3 事業の概要

(1) 事業名称

未利用地の公募貸付事業（以下「本事業」という）

(2) 貸付対象物件

物件番号／所在地番	公簿面積	貸付期間	最低貸付価格 (月額)
1 西宮市今津出在家町 50番1	618.86 m ²	令和6年10月1日から 令和9年3月31日まで	50,000円
2 西宮市津門大筒町 68番5	563.37 m ²	令和6年10月1日から 令和9年3月31日まで	110,000円

※最低貸付価格は、「月額の貸付料」であり「貸付期間の貸付料」ではありません。

※入札にあたっては、最低貸付価格以上で入札してください。

(3) 事業方式

- ・貸付対象物件のうち、貸付を希望する物件（以下「応募物件」という）について応募申込書兼誓約書（様式2）等（以下「応募図書」という）を受け付けます。
- ・応募図書を確認のうえ、一般競争入札を実施し、借受人を決定します。

(4) 貸付対象物件の概要

- ・別掲「物件調書」のとおりとします。

(5) 貸付期間

- ・(2) 貸付対象物件のとおりとします。
- ・貸付期間には、整地工事及び原状回復工事等に要する期間を含みます。
- ・契約の更新は、原則として行いません。ただし、貸付期間の延長については1年間を限度に行える場合があります。

4 応募者の条件と留意事項

(1) 応募者の条件

<応募者の構成等>

- ・応募者は、個人・法人（「共同応募」は不可）を問いません。

<応募者の資格要件>

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ・公租公課を滞納していない者であること。
- ・西宮市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

<資格要件確認基準日>

前記資格要件の確認基準日は応募図書の提出日とし、確認基準日以降、土地賃貸借契約（以下「本契約」という）の締結日までに資格を欠く事態に至った場合には、失格とします。

(2) 応募にあたっての留意事項

<共通事項>

- ・各貸付対象物件（以下「貸付物件」という）は、全面を貸し付けるものとし、分割して借受け

る（複数契約とする）ことはできません。

- ・賃借権（借地権）の譲渡や貸付物件の転貸等を禁じます。
- ・利用内容は必ず関係法令及び本市の条例、規則、要綱、要領等を遵守できるものとしてください。
- ・応募者は、応募図書の提出をもって、本要項等の記載内容を承諾したこととみなします。
- ・応募図書の提出後は本市の承認なく、差し替え及び追加等は認めません。ただし、本市の判断により内容確認のための補足資料の提出を求めることがあります。
- ・応募図書の作成等に要する一切の費用は応募者の負担となります。
- ・提出された応募図書は返却しません。
- ・現状有姿での引渡しとします。既設の工作物（フェンス、舗装等）の維持管理、補修等は借受人が自己の責任と負担のもとで実施してください。
- ・周辺フェンスの撤去や取替え、地面の舗装等は必要に応じて本市と協議のうえ、借受人が自己の責任と負担のもとで実施してください。また、契約終了時には、借受人が自己の責任と負担のもとで原状回復してください。
- ・本市として、土壌汚染や埋蔵物について調査・対策を行いません。
- ・借受人は自己の責任と負担のもとで貸付物件を適正に管理（除草等）してください。
- ・貸付期間中の貸付物件の維持管理に関する苦情等は、全て借受人が対応してください。
- ・借受人の責めに帰すべき事由により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、借受人においてその損害を賠償してください。
- ・その他使用に必要な経費等は全て借受人の負担とします。

<利用用途の制限>

- ・貸付できない利用用途について

- (ア) 堅固な建物（借地借家法第25条の規定により同法の規定の適用を受けない一時使用のためのものを除く。）の設置を伴う用途
- (イ) 深い基礎を要するもの等容易に原状回復できない工作物の設置を伴う用途
- (ウ) 廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途
- (工) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途
- (オ) 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染などの近隣環境を損なうと予想される用途
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む用途
- (キ) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項に規定する営業所又は事務所を設置する用途

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

(ケ) 政治的用途又は、宗教的用途

(コ) その他、地域住民等の生活を著しく脅かすと認められる用途

<契約に関すること>

- ・本契約の締結以降、本市職員又は本市が認めた者が貸付物件に立ち入り、調査し、報告を求めることがありますので協力してください。
- ・本契約の締結後、貸付物件に品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事由があった場合においても、貸付料（最低貸付価格（月額。以下同じ）以上で借受人が提案した月額借受希望価格に基づく貸付料をいう。以下同じ）の返還若しくは減免又は損害賠償の請求をすることはできません。
- ・契約の更新は、原則として行いません。ただし、貸付期間の延長については1年間を限度に行える場合があります。
- ・貸付物件の地中杭等地中埋設物を撤去する場合にかかる費用は、借受人の負担となります。
- ・利用計画書に沿って貸付物件を利用してください。
- ・貸付物件の賃借権（借地権）の譲渡、転貸、用途変更等を行うことはできません。
- ・建物（借地借家法第25条に規定する一時使用目的のものに限る。以下同じ）を設置する場合は、「建築確認済証」の写しを提出してください。
- ・貸付料は、本市が定める納付書により当月末までに納付してください。なお、納付に要する費用は借受人の負担とします。
- ・貸付料は、本契約期間中は据え置くものとします。
- ・契約期間満了時、または契約解除の通知を受けたときは、貸付物件について、本市の指定する期日までに、借受人の負担において、借受人の設置したすべての工作物等を撤去し、原状回復のうえで本市に返還してください（ただし、工作物等の残置を承諾する場合がありますので、事前に本市と協議すること）。
- ・本契約の終了時に本市が承認した場合を除き、貸付物件が原状回復されない場合は、返還すべき期日の翌日から原状回復のうえ、貸付物件を本市に返還するまでの期間について、1月当たり貸付料の3倍に相当する金額を損害賠償金として本市の指定する期間内に本市に支払うものとします。

<契約保証金に関すること>

- ・本契約の締結時に、契約保証金（以下「保証金」という）として、貸付料の3カ月分に相当する額を納付してください。
- ・本契約の終了時、本契約に関して生じた債務で未払いのものがあるときは保証金の額からその

未払債務額及び損害賠償の額を差し引いた額を、未払いがないときは保証金の額を還付します。なお、保証金には利息を付しません。

<契約の解除>

- ・本契約の締結後においても、次の項目に該当する場合は契約を解除することがあります。
 - (ア) 貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項による場合)
 - (イ) 資格を偽る等不正な行為により貸付物件を借受けたとき。
 - (ウ) 貸付料の納付を3カ月以上怠ったとき。
 - (エ) 利用計画書とは異なる用途で貸付物件を利用する又はそのおそれがあると本市において判断したとき。
 - (オ) その他契約を継続し難い重大な背信行為があったと本市が認めるとき。
- ※詳細は、契約書(案)を参照してください。

<近隣対策>

- ・借受人は自らの責任において、利用計画や工事内容等について、必要に応じて周辺住民への説明を行う等、適切かつ円滑な貸付物件の利用に努めてください。苦情等があった場合には、全て借受人の責任において早急かつ誠実に対応してください。

5 募集の手順等

(1) 実施要項の公表

公表日：令和6年7月3日(水)
本市ホームページにて公表します。

(2) 質問書の受付

本事業に関して質問がある場合は、質問書(様式1)に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出してください。

提出期限：令和6年7月17日(水)午後5時まで(必着)

提出方法：電子メールにて、事務局(shisankatsuyo@nishi.or.jp)へ提出してください。また、電子メールの件名は「未利用地の公募貸付事業質問書」としてください。電話やFAX、郵送、訪問等による質問には応じません。なお、質問書を提出したときは事故防止のため事務局まで必ず電話で提出した旨の連絡をしてください。

(3) 質問書への回答

回答方法：令和6年7月24日(水)まで

- ・質問及び回答を取りまとめたものを本市ホームページにて公開します。
- ・質問への回答にあたり、個人名・法人名は公表しません。

- ・本市ホームページで公開する質問書への回答内容及びその他の修正等は、本要項の追加・訂正事項として取り扱います。
- ・すべての質問に回答するとは限りません。入札の実施上必要と認められるものについてのみ回答します。

(4) 応募図書の受付

受付期間：令和6年7月3日（水）から令和6年7月31日（水）まで（必着）

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時です。

土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先：事務局（本庁舎5階）

- ・必ず持参により提出してください。郵送、FAX、電子メールでの提出は受け付けません。
- ・提出する前に、必ず事務局へ来庁する日時を電話等でご相談ください。
- ・受付期間最終日の午後5時までに必着とします。
- ・受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。
- ・提出する書類の内容は、本要項9ページ「6 応募図書」を参照してください。
- ・応募図書の履行は契約内容の一部となります。

<応募申込みにあたっての留意点>

- ・応募資格がないことが判明した場合や、書類等に虚偽の記載があった場合は、入札に参加できません。
- ・本市が応募図書の受付に際し取得する個人情報、本事業のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号）により制限されています。

(5) 入札参加資格の確認の通知

- ・応募図書に基づき、入札参加者及び利用計画書が共に入札参加資格を満たしているかを審査します。
- ・審査結果については、当該応募者に令和6年8月7日（水）までに通知します。
- ・応募図書を審査のうえ、入札参加資格要件に適合すると認めた場合は下記①～⑧の書類を、また、入札参加資格がないと認められた場合は①の書類をそれぞれ送付します。なお、入札参加資格がないと認められた場合には、この入札に参加できません。

- ① 入札参加資格確認結果通知書
- ② 入札書
- ③ 入札用封筒
- ④ 入札保証金納付書及び入札保証金還付通知書
- ⑤ 歳入歳出外現金納付書兼領収証書

- ⑥ 口座振替（銀行振込）申込書（入札保証金の還付用銀行口座の指定用紙）
- ⑦ 委任状 ※代理人が入札しようとする場合のみ必要
- ⑧ 入札にあたってのご案内

（6）価格競争入札

入札書提出期限：令和6年8月21日（水）午後2時まで（必着）

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後2時です。

土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

入札書提出先：事務局（本庁舎5階）

開札の実施日：令和6年8月26日（月）午前10時（予定）

開札会場：入札室（市役所本庁舎5階）

- ・入札用封筒に、入札書のみを入れて封をし、封印のうえ期限内に事務局へ持参してください。
入札書及び入札用封筒は、審査通過の結果通知とともに該当者に送付します。
- ・入札金額は、貸付料（1カ月分）の額を表示してください。
- ・必ず持参により提出してください。郵送、FAX、電子メールでの提出は受け付けません。
- ・提出する前に、必ず事務局へ来庁する日時を電話等でご相談ください。
- ・開札の結果、本市で定める最低貸付価格以上の最高額の入札をした者を落札者と決定します。
- ・最高額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
同様に、次点者として1者を決定します。
- ・落札者が失格となった場合や、本契約の締結に至らなかった場合は、次点者が落札者としての地位を得ることとします。
- ・落札価格については、その場で公表するほか、本市ホームページに掲載します。個人が落札者となった場合、落札者名の公表は行いません。
- ・その他詳細については、本要項11ページ「7 入札及び開札」を参照してください。

（7）辞退届の提出

提出先：事務局（本庁舎5階）

- ・応募者又は落札者、次点者が辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

（8）土地賃貸借契約の締結

- ・落札者の決定後、速やかに本契約を締結します。ただし、令和6年9月26日（木）までに落札者が本契約を締結しない場合は、次点者と契約を締結します。
- ・契約締結時には保証金を納付してください。なお、保証金は貸付料の3カ月分とします。
- ・保証金は本契約終了後に返還します。この場合、保証金には利子を付しません。
- ・契約の締結にあたっては、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年）に基づき、

別途、誓約書及び役員名簿を提出してください。

- ・ 契約書の作成に係る印紙代等の費用、その他の契約に係る一切の費用は借受人の負担とします。
 - ・ 借受人が本事業公募時に提出した応募図書は本契約の内容の一部となります。
- ※本契約の内容は、契約書（案）を参照してください。

6 応募図書

- ・ 応募図書の作成にあたっては、本事業の趣旨を理解し、本要項3ページ「4 応募者の条件と留意事項」を十分に踏まえたものとしてください。
- ・ 各種提出資料（質疑を含む）の使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、また数字はアラビア数字を用いてください。使用通貨は日本円とし、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とします。
- ・ 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるものは地方自治法第208条第1項に規定する会計年度とします。
- ・ 直接記入する場合は、訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記入しないでください。必ずボールペン又はペンで記入してください。

応募の際には以下の応募図書を所定の様式等により必要部数を揃えて提出してください。

(1) 応募申込書兼誓約書（様式2） 1部

(2) 応募者に関する資料 正本1部、副本2部（副本はコピーでも可）

【法人の場合】

- ① 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ② 履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ③ 直近1期分の納税証明書
(ア) 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書）
(イ) 都道府県民税及び法人市町村民税の納税証明書（「法人都道府県民税」及び「法人市町村民税」に滞納がないことの証明書）

【個人の場合】

- ① 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ② 住民票（発行後3カ月以内のもの）
- ③ 市町村民税に未納の税額がないことを証する書面（発行後3カ月以内のもの）

(3) 利用計画書（様式3） 正本1部 副本2部

- ・応募物件の利用用途を明確に記載してください。
- ・応募物件の利用イメージが分かるよう図示してください。
- ・建物の設置を伴う用途で提案を行う場合は、設置する建物が借地借家法第25条の適用を受ける建物（一時使用のために設置された建物）であると客観的に判断できる資料の提出が必要です。建物を設置する目的、建物の構造・設備、借地期間中のスケジュールを明示してください。

※書ききれない場合は、別紙への記載も可とします。

※利用計画書は契約内容の一部となります。

※利用計画書に係る著作権・意匠権は各応募者に属します。

また、提案した内容は本市が使用、複写する場合があります。

※応募者が利用計画書の著作権・意匠権の権利を確保する場合には、自らの責任において手続きを行ってください。

7 入札及び開札

(1) 入札日時等

入札書提出期限：令和6年8月21日（水）午後2時まで（必着）

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後2時です。

土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

入札書提出先：事務局（本庁舎5階）

開札の実施日：令和6年8月26日（月）午前10時（予定）

開札会場：入札室（市役所本庁舎5階）

- ・入札用封筒に、入札書のみを入れて封をし、封印のうえ期限内に提出先へ持参してください。

※入札書及び入札用封筒は、審査の結果通知とともに該当者に送付します。

- ・入札金額は、貸付料（1カ月分）の額を表示してください。
- ・必ず持参により提出してください。郵送、FAX、電子メールでの提出は受け付けません。
- ・提出する前に、必ず事務局へ来庁する日時を電話等でご相談ください。
- ・代理人（社員含む）の方が入札する場合は、委任者の実印を押印した委任状が必要になります。本人確認のため代理人の顔写真付きの身分証明書等の提示をお願いします。

(2) 入札保証金

- ・入札保証金（最低貸付価格の1カ月分）として本市が定めた額を本市が発行する納入通知書により、入札書提出日までに、公金収納取扱金融機関で納めてください。
- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・落札者以外の入札保証金は、落札者決定後、還付するものとします。
- ・落札者の入札保証金は、原則として契約保証金に充当します。
- ・落札者が正当な理由なく指定する期日までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は本市に帰属し、返金できなくなります。

(3) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・入札参加資格のない者の入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人の入札
- ・指定した期日までに入札保証金を納入しなかった場合
- ・指定した日時までに入札書を提出しなかった場合
- ・入札金額が最低貸付価格に達していない場合
- ・1の入札に対して入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- ・入札書の金額が訂正されているもの

- ・入札書の金額及び氏名が確認しがたいもの
- ・入札書に記名押印がないもの
- ・入札書が鉛筆で記入されているもの
- ・入札にあたり不正行為があった者のした入札
- ・他人の代理人を兼ね、または2者以上の代理人をした者の入札
- ・入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ・上記に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、本市で定める最低貸付価格以上の最高額の入札をした者を落札者と決定します。最高額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。同様に、次点者として1者を決定します。

開札の立ち合いは1応募者1人としてください。

落札者が失格となった場合や、本契約の締結に至らなかった場合は、次点者が落札者としての地位を得ることとします。

落札者及び落札価格については、その場で公表するほか、本市ホームページに掲載します。ただし、個人が落札者となった場合、落札者名の公表は行いません。

(5) 次点者の取り扱い

本市で定める最低貸付価格以上の最高額の入札の次点にあたる入札をした者がいる場合は、その者を次点者として取り扱います。次点となるべき入札をした者が2者以上ある場合は、直ちにくじによって次点者を決定します。(くじによる落札者の決定方法に準じます。)

落札者が失格となった場合や、本契約の締結に至らなかった場合は、次点者と本契約を締結する手続きに移行します。このスケジュールについては、別途協議により定めます。

(6) 入札の中止等

天候等の不可抗力による場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認められたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該入札を延期若しくは中止することがあります。なお、この場合において、応募者は、本入札に要した費用を本市に請求することはできません。

(7) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、落札者の決定の前後を問わず失格とします。

- ・提出期限や提出先等、応募図書の提出が定められた方法に適合しない場合
- ・提出された応募図書に虚偽の記載があった場合
- ・提出された応募図書に重大な誤脱があった場合

- ・本要項の公表から落札者決定までの間に、応募者が本入札手続き等について事務局と不要な接触を試みた場合
- ・その他、応募者による公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

8 契約について

- ・本契約は、応募申込書兼誓約書（様式2）に記載された名義により行います。
- ・保証金は貸付料の3カ月分とします。なお、保証金は、その受入期間について利息を付しません。

9 その他

- ・応募者は、入札後において、本要項等の不明、その他いかなる理由をもっても異議を申し立てることはできません。
- ・本要項12ページ「7（6）入札の中止等」の規定に基づき、入札の執行を取り止めた場合、応募者は異議を申し立てることはできません。
- ・本要項に定めのない事項は、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

以 上